

太平記享受史年表

中世

福田秀一

まへがき

この年表は、中世慶長五以前における「太平記」の享受・研究の跡を通観するために作成したものである。本文研究の上から、「太平記」は室町時代を通じて成長してきたことが明かに注なつてゐるが、本年表はそのやうな観点の考察に役立つであらうと信じ、遺漏の少くないことを惧れつゝも、一先づ公にして大方の利用と批正を俟つものである。

(注) そのことは従来から諸氏によつて説かれてきたが、近年「太平記」の諸本を精力的に調査してをられる鈴木登美恵氏は、昭和三十七年六月法政大学で開かれた中世文学会で、「太平記諸本の分類」と題する研究発表を行ひ、諸本から具体的に例を挙げてその点を強調され、その後同題で『国文』第十八号(昭三八・二)に発表された。

表記の体裁は、上に該当年月日を記し、その下に「太平

記」の享受・研究等を示す史料としての語句文章を挙げて、その史料名を括弧に入れて付記した。その他に注記すべきことのあるときは、更に角括弧に入れて片仮名交り文で簡潔に記した。史料の引用はなるべく原文の形を崩さないやうにしたが、紙幅の関係で改行などは一部改めたところもある。なほ、史料原文の誤脱と思はれるところは、本文を一応そのままにして右傍に小さく角括弧に入れて筆者の按もしくは注記を示した。要するに角括弧内は筆者の私意・私見乃至先学の所説の要約であり、その他は史料原文のまゝである。

史料として探索したのは、大別して記録典籍類と「太平記」の諸本(特にその奥書)とである。前者は既に公刊されてゐるもの限り、未刊の日記記録類は一応除外したが、史料自体は未刊でも、関係部分が公刊書に引用もしくは掲載(図版として)されてゐるものは採録した。『大日本史料』からの抄出もそれに該当する。

後者即ち諸本の書写年判定や奥書の転載は、専ら先学の

紹介と各図書館の蔵書目録の記述によつたが、特に後記亀田純一郎・高橋貞一両氏の業績に負ふところが多い。なほ、書写年時としては、年号まで判明しもしくは推定されてゐるもののみを採り、単に「室町中期写」などとされてゐるものは採らなかつた。

以上の方針は、先に公にした「平家物語享受史年表中世」(『国語国文学研究史大成平家物語』所収)に準じたが、その他に今回は闊読利用の便を考へて、記事の内容や年月により適宜区切りを設け、○印を挿入した。

筆者の知る限り、中世における「太平記」の享受・研究史をこのやうな年表にして示したものは従来なかつたが、中世における「太平記」の享受・研究の跡について言及した論攷がなかつたわけではない。その点に特に意を用ゐてゐるものとしては、次の諸論攷がある。本稿もこれらに多くの恩恵を受けた。(但し、記録類には能ふ限り筆者自身で当り、未刊等でそれが不可能の場合のみ、先学の引用によつた。そしてその場合には必ずその先学の氏名を挙げ、「誰某氏ニヨル」と記した。)

- 後 藤 丹 治 「日本文学書目解説(室町時代)」(『岩波講座日本文学』第十回配本)の中、昭七・三)
- 鷺 尾 順 敬 『西源院本太平記』(昭一一・六・同上刊行会刊)「解説」
- 土 橋 真 吉 『楠公精神の研究』(昭一八・五、大)

日本皇道奉賛会刊)

芳賀幸四郎 『東山文化の研究』(昭二〇・一二、河出書房刊)

高橋貞一 「太平記諸本の異同について」(『国語』第二卷二・三、四合併東京文理科大学終結記念号、昭二八・九)

市古貞次 「中世小説年表稿」(『中世小説の研究』付載、昭三〇・一二、東大出版会刊、初め「室町時代小説年表稿」として『東京大学教養学部人文科学科紀要』四 国文学I 昭二九・五六、所載)

後 藤 丹 治 「太平記一」(『日本古典文学大系』34、昭三五・一、岩波書店刊)「解説」

後 藤 丹 治 『太平記一』(『日本古典全書』、昭三六・一、朝日新聞社刊)「解説」

又、「太平記」の諸本を多数挙げて解説し、しばしば奥書をも引用してゐる論攷の主なものに、次のいくつかがある。本稿でも前述の通りこれらの論攷に多大の恩恵を受けた。

龜 田 純 一 郎 「太平記」(『岩波講座日本文学』第十四回配本の中、昭七・七)

石川県図書館協会 『軍戦記展覧会目録』(昭一〇・一二、同上刊)

高橋貞一 「太平記諸本の研究」(『京都市立西

京高校研究紀要『第三輯、昭二八・七』

「太平記諸本の異同について」(前掲)

「太平記諸本の研究(続)」(『京都市

立西京高校研究紀要』第五輯、昭三

三・七)

「太平記諸本の研究(その三)」(『同

前』第七輯、昭三五・七)

この他、一二の伝本を紹介した論攷も多く、適宜それらに学
恩を受けたが、煩を避けてこゝには挙げない。

應安 七、五、三 × × ×
伝聞、去廿八九日之間、小島法師円
寂云々。是近日翫天下太平記作者
也。凡雖為卑賤之器、有名匠聞、可
謂無念。(洞院公定日次記)

永和 元、三、
永和元年三月、嵯峨ノ釈迦堂大念仏
中、其門前ニ立札也。狂言倚語之謬
ヲ以テ、仁儀礼智信之実ヲ知セント
ノ意歟。(永和本奥書)

〃 〃 〃
永和丁巳仲春七日 書写了(永和本
秋夜長物語奥書)「永和本、前条以
後コレマデノ間ニ書写サル」

〃 〃 〃
兼又太平記ニ帖槌返進仕候。(東寺
百合文書フ)「後藤丹治氏ニヨル」

〃 〃 〃
千時明德元年十月 日 玄勝律師相

明德 元、十

応永 九、二

〃 十九、

永享 八、四、六

〃 〃、廿八

〃 〃、五、六

〃 〃、十二

〃 〃、廿

〃 〃、九、十

〃 〃、十六

伝(永和本裏表紙内側識語)

「難太平記成ル」応永九歳二月日

徳翁(難太平記奥書)

細川右京大夫
道観管領職 自応永十九年(西源院本

卷二十九付載足利幕府執事管領職補

任次第)「西源院本ノ原本ハ、コノ

年以後応永二十八年七月マデノ間ニ

書写サレシカ——鷲尾順敬氏解説」

○ 自内裏太平記十一帖被借下。畏悦。

(看聞御記)

太平記九帖自内裏被下。(同)

太平記第一予説。女中聴聞。重仲

候。(同)

太平記源宰相説。(同)

自内裏太平記一部可被書写之由被仰

下。自是面々分配可書之由承。御料

紙薄白且被下。(同)

太平記被下。書写事委細被仰下。人

々可被頒書云々。(同)

太平記廿五帖書写之分被出。為表紙

申出了。(同)

太平記表紙付。上下切そろゆ。廿六

帖先出来。是禁裏御双紙也。令奉

行。(看聞御記)

永享 八、九、廿六

太平記廿九帖内裏先調達。残分書写未出来。(同)

宝徳 三、十一、廿九

宝徳三年^{辛未}仲冬晦日書功畢。(宝徳本卷一奥書)

(康富記)

文安 三、五、廿五

〔鑿囊抄成ル、太平記ノ引用アリ、且ツソノ内容ハ相互ニ影響シアヘルガ如シ。——釜田喜三郎・高橋貞一兩氏ノ論攷ニヨル〕

〇 〃 〃、十二、八

宝徳三年^{辛未}季冬^{辛未}成道日功畢。(同卷二奥書)

宝徳 元、八

〔長享三年八月廿日ノ条ヨリ続ク〕写本云、此写本者、奉借自細河右馬頭殿令書之。其間纔十五ケ日也。然者尽言於諸方同友分卷、於教輩群客而終全部之功畢。因茲不撰筆迹。善惡无正、文字実否、定而誤可多敷。唯是為知公武之盛衰、欲弁時代之転反而已。

〇 〃 〃、十八

宝徳四年^{壬申}正月廿三日功畢。(同卷八奥書)

宝徳 三、八、十四

宝徳元年八月日 但馬介日下部宗頼(尊經閣文庫藏梵舜本卷三十九奥書) 太平記目六撰出、若進置候哉。能々可有御覽候。又遊仙窟引見度事候。先可返給候。尚御用候者。亦可進之候。恐々謹言。

業忠

八月三日 權大外記殿進上 業忠〔表書〕

〃 〃、五、廿六

向成仏寺聽聞談儀 法華経、次誦太平記 禅僧也。(後法院興記)

〃 〃、七、四

〔前略〕抑雖不思寄事候、太平記御所持本借賜候ハ、可悦入候。自難去方申子細候間、乍憚令申候。無相違恩許者、可為本望也。(経覚私要抄、

文明 二、八、廿六

上掲ノ日ノ条ノ次

太平記秘伝之聞書、令御家代代相伝要道也ト云々〔中略〕予勒求之志不淺、伝受三箇年、全部自筆ニ書写ス

〔中略〕

童集文明二年八月下旬六日

今川駿河守入道 心性在判

謹上 名和肥後刑部左衛門殿

〔太平記秘伝理尽抄天理圖書 館本等 奥書〕

〔但シコレハ偽ニテ 土橋真吉、氏他所説〕

実ハ元和八年作カ 後藤丹治氏説

〃 三、八、十九

○〔教玄〕 自一乘院有書狀、西南院ニ令借用太平記、至廿帖先可借賜之由被申送。

無殊題目之間、細々不申通、心外相存候。随而西南院太平記被召置哉。聊令一見度事候。自一卷至廿借賜候者、殊ニ可為喜悅候。臙々可令返進候。尚々無相違者本望候也。恐々謹言。

八月十九日

教玄

安位寺殿

西南院へ相尋可遣之間、自是御返事

文明 三、八、廿一

之由仰遣了。〔経覚私要抄〕 自一乘院又給人之間、太平記廿帖遣了。但第五帖無之。仍十九帖遣了。

〔同〕

一乘院遣書狀。昨日依有物念事、令忘却不引付。

御狀先以為本望。雖事次之様候、

先師旧好異他事之間、細々雖可申事候、老屈追日尪弱之間、乍思事多樣候、仍久不申候。千万遣恨無極候。兼又太平記事承之間、自一至廿帖進候。西南院本端者五六帖候は寸候間、比興候へ共、所持本副進候。但第五帖候は寸候間、十九帖進之候。借用物候へハ、御用過候者早々可返賜候。他事追可申候也。恐々謹言。

八月廿二日

経覚

一乘院御房

〔同〕

〃 〃、閏八、五

自一乘院有芳札。

太平記隨以返進候。無相違借賜之条、為悦之至候。随而先日者御礼之旨、御懇示給事、本望此事候。

自然乍御次以御見參申承心中計

也。恐々謙言。

後八月五日

教玄

安位寺殿

太平記返賜了。立御用条本望由、以状令返事了。(經覺私要抄)

文明 六、二、十

入夜於宮御方被誦太平記第一。主上同有出御。一卷誦了。(親長卿記)

〃、〃、十八

於燈下被誦太平記二・三。(同)

〃、〃、廿一

於御前誦太平記四初。(同)

〃、〃、廿二

同前、四誦了。(同)

〃、〃、廿九

入夜於御前誦太平記第十。(同)

〃、〃、三十七

入夜誦申太平記第十六卷。(同)

〃、〃、十八

入夜誦太平記十七。(同)

〃、〃、十九

太平記十八誦之。(同)

〃、〃、廿二

可參之由有仰、參御前。可誦太平記之由有仰、第十八・十九・廿初誦之。

〃、〃、廿四

誦太平記廿三四五。(同)

〃、〃、廿五

太平記如日々。(同)

〃、〃、廿四

詣善法寺亨清法印許閑談、聞太平記。(同)

〃、〃、廿九

於南隣太平^{〔記〕}第十八誦之。(実隆公記)

文明 八、三、五

〔前略〕今此評判私要無極鈔五十卷者、和田下野守助則入道榮閣作也。

括寄於十三家之書、而合成一部、広論古今之兵革、而狹評太平記之勝負矣。且有義貞・正成・長俊等之軍記、

皆以雖不全、和田助則或補或求而正之。〔後略〕(太平記評判序)〔楠

氏研究〕ニヨル——但シ偽作、文明

二、八、廿六ノ条参照)

興福寺五ヶ闕・春日貝菜闕・当門跡

二ヶ所闕、此等ハ河上之本闕也。見

太平記一卷。此外ハ停止之。新闕出

來在之者、為南都申入于京都破之者

也。(大乘院寺社雜事記)

去四日各所令詠[〔]之万葉古風和歌可

為哥合、御製御合手可被番武家輩

〔中略〕之事、可為如何様哉。凡秀

能・光経・家長等朝臣有其例、又後

醍醐院被下御製於佐々木判官高秀、

後小松院・今川貞世御贈答等之事、

可為准抛之例哉、宜計申之由、以二

階堂被仰下、此事所存如何之由被命

之。管見僻案更雖不足思量、以前例

更以不足准拠。〔理由四ヶ条略〕彼是不可然之由存之旨返答。禪門所存同之、都護卿書狀之旨又大略如此云々。仍彼是取要不可然之由、以姉小路書狀申遣二階堂了。(実隆公記)

文明十七、十、十五 太平記十二、書写之事、今日被仰之。

(実隆公記)

〃 〃、十九 自 内裏太平記一帖被仰書進之由。

(後法興院記)

〃 〃、廿五 入夜於御前太平記目錄等事被仰談之。又所々説申。及半更了。(実隆公記)

公記)

〃 〃、廿八 太平記一卷 劔卷、依仰令書進上(後

法興院記)

〃 〃、〃 〃 参内、依召也。予書写太平記今度被被新仰人々写也 少々改直之。此外劔卷可説進之由有仰、説了。書誤之処付注紙了。

(親長卿記)

〃 〃、十一、十五 今日当番、参内。教国・俊量等祇

候。於御前太平記校合。(実隆公記)

〃 〃、十六 太平記第十二終書功。(同)

〃 〃、〃、十七 早旦太平記校合。拾遣入来。則少々

改之令進上了。(同)

文明十七、十一、廿 入夜於常御所有盃酌 民部卿申沙汰云

〃 〃、〃、廿五 其後太平記校合。(同)

〃 〃、〃、廿八 太平記校合、及深更。(同)

〃 〃、〃、廿八 入夜滋野井太平記十三校合。(同)

〃 十八、二、十七 たいへぬきのめ、侍〔三条西実隆〕從中納言にか

書) せらるゝ。(御湯殿上の日記、頭

〃 〃、三、十一 小警者至。与小飯。善為爲略。〔中

略〕時政法師、日本六十ヶ国法花一部充収之。以此功力作日本之主。北

条子義時〔泰力〕・求時〔後脱力〕二代、流鳥羽院於隱

岐。京有六原、九州〔信貴〕 探題。楠木

属后西胡之時、置兩六原。シキノ毘

沙再来。〔多脱力〕 聞兵エ、クスノ木ヲ云也。

京ヨリ笠木ヘツツル時、哥曰云、サ

シテエクカサキノ山ヲ出シヨリ雨カ

下ニハカクレカモナシ。后西胡二三

木一草ト云ハ、エウキ・ハウキ・ク

スノキ、此外干草アリ。〔後力〕是等備前ノ

三郎タカキヨト云、書付二句云、天

勿冗勾踐、時非無范蠡。ハウキハイ

文明十八、三、十二

ワシウリナリ。ヲキヨリ御ノホリノ時、ハウキト云レ、名字ヲ賜ルナリ。

(蕉軒日録)

慈祥楓道榮老居士至。榮七十六歳。

〔中略〕頗有倭学。太平・明德之二

記等暗之云々。后是古第二之宮、号

大塔宮、東山吉田有大塔之門跡。

是古御子一十六人云々。后是古御

子、青蓮・妙法・性悟院三門迹同時

也。天皇崩于吉野。山名奥州、鎮記、

泉南州之守者、裁九年矣。大内義弘領

紀・泉者又一年矣。為斥鴳池・大

友叛、西討之時、官府斂州。義弘憤

而當於泉境云々。(蕉軒日録)

当番及晚參内、〔中略〕太平記第一

説申。(実隆公記)

〃
〃、
〃、
〃、
廿三

太へいき、大に、かゝせられ、まき

にも又ふわけ候はず候。あなたより

かやうにしるし候てまいらせられて

候。よくみまいらせ候て、わろき所

なをされ候て、まいらせられ候へく

候よし、申とて候。かしこ(実隆公記裏書)

文明十八、四、廿七

宗任云、〔中略〕マサ門朝敵タシ時、

平將軍貞盛・田原藤太秀郷・ウチノ

民部卿忠文、承平年中、マサ門八米

カミヨリソキラレケル田原藤太カ謀

東伐、カツラ原ノ親王ノ后代ハ、マ

サ門也。太平記ニ出之。〔中略〕此

夏宗住語之。(蕉軒日録)

このたいへるき 四十一帖 つかはされ

候。めるをあそはしてまいらせられ

候は、よろこひおほしめし候はん

するよし、申とて候。かしこ(実隆公記裏書)

太へいき一てうつかはされ候。しる

しかみの所なをされ候へく候よし、

申とて候。かしこ。「侍從中納言と

のへ」(実隆公記裏書)

長享二、七

本云、長享二年七月書之。(尊經閣

文庫藏梵舜本卷一奥書)

本云、長享二年九月書之、交了。

(同卷三奥書)〔文祿三年三月廿八日ノ条ニ続ク〕(同卷五奥書)

〃
〃、
九

〃、十、十五

〃、九、六

長享 二、十

本云、長享二年十月書之、交了。
(同卷六奥書)

〃 〃、十一

本云、長享二年十一月書之、交了。
^{〔也説カ〕}
重而不審字解。(同卷九奥書)〔文
祿三年三月廿二日ノ条ニ続ク〕

〃 三、正、廿六

本云、長享三年正月廿六日書之。
(同卷十三奥書)〔天正十五年五月
十七日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、二、十九

写本云、長享三年二月十九日、以余
暇写之畢、交了。(同卷十七奥書)
〔文祿三年四月廿一日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、廿四

本云、長享三年二月廿四日、余暇書
写之畢、交了。(同卷十六奥書)〔天
正十四年六月五日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、廿八

長享三年二月廿八日、以余暇書写
訖、交了。不審字読解也。(同卷十
八奥書)〔文祿三年四月廿三日ノ条
ニ続ク〕

〃 〃、三、二

本云、長享三年三月二日、以今時余
暇書写之訖、交了。(同卷十九奥書)

〃 〃、四、十二

長享三月卯月十二日、以勤行余暇之
時分、任本書置訖、不審字解也。
(同卷二十一奥書)〔文祿三年四月
廿五日ノ条ニ続ク〕

長享 三、四、十九

長享三年卯月十九日、以余暇書写之
訖、交了。(同卷二十二奥書)〔十
月八日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、廿二

本云、長享三年卯月廿二日、以余暇
書留訖、交畢。(同卷二十三奥書)
〔天正十四年四月廿四日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、五、十二

長享三年五月十二日巳尅、馳禿筆
訖、交了。(同卷二十四奥書)〔十
月九日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、廿七

本云、長享三年五月廿七日、以余暇
書写之訖、交了。(同卷二十八奥書)
〔十月十四日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、六、九

本云、長享三年六月九日書写了、校
交。(同卷二十九奥書)〔文祿三年
四月卅日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、七、一

本云、長享三年七月一日書写之訖、
交了。(同卷四十奥書)〔天正十四
年六月十日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、八

長享三年七月八日書写之畢、交了。
(同卷三十二奥書)〔天正二十年四
月十日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、十二

本云、長享三年七月十二日書写訖、
交了。(同卷三十三奥書)〔文祿三
年五月二日ノ条ニ続ク〕

延徳 三、八〔四日以前〕 太平記二十九拔書有、略之。(蓮成院記錄)

〃 〃 以後永正頃以前〔太平記聞書成ル―龜田氏ニヨル〕

明応 八、三、十一 一昨日從武家以飯河彦九郎被借用太平記本間、不所持之由令返答処、今日又何ニテモ物語雙紙可借給之由有其命、狹衣・ツレくくサ等所持之由令申処、ツレくくサ可借給云々。仍進上了。(後法興院記)

文龜 元、六、十 太平記外題中納言所望染筆。(実隆公記)

永正 元、七、十 永正元年 甲子 七月十日(陽明文庫藏今川本卷二十二日奥書)

〃 〃 八、二 永正元年 甲子 八月二日書畢。(同卷三十九奥書)

〃 二、五、廿一 永正二年 乙丑 五月廿一日、右筆丘可老年 五十四。

〔別葉〕右此本、甲州胡馬県河内南郷ニテ書写畢。御所持者当国主之伯父、武田兵部太輔受鎮伊豆守実名信懸、法名道義齋、名臥竜卜号、書

籍敦奇ノ至リ、去癸亥之冬、駿州国主今川五郎源氏親ヨリ有借用、雖令頓写之、筆々達不達也、又智々熟不熟也、損字落字多之、詭予一筆令為写。年既及六十、眼闇手疼辞退干

万、雖然依背貴命、全部書之訖。雖然烏焉馬之謬猶巨多也。然処、爰伊豆之国主伊勢新九郎剃髮染衣号早雲庵宗瑞、臥竜庵主与結盟事如膠漆耳。早雲庵平生此太平記嗜翫、借筆集類本糺明之。既事成之後、関東野州足利之学校令詭学徒、往々糺明之。豆州還之早雲庵主、重此本令上洛、詭壬生官務大外記点朱引詭辭以片假名矣。実我朝史記也。臥竜庵伝聞之借用、以又被封余也。依応尊命重写之畢。以此書成紀綱号令者、天下太平至祝。(陽明文庫藏今川本卷一奥書)

永正 二、五、廿二 永正二年 乙丑 五月廿二日(同卷二奥書)

〃 〃 〃、廿三 永正二年 乙丑 五月廿三日(同卷三奥書)

〃 〃、〃、廿四 永正二年 乙丑 五月廿四日(同卷四奥書)

永正 二、 五、 廿五 永正二年乙丑 五月廿五日 (陽明文庫 書)

永正 二、 〃、 廿六 永正二年乙丑 五月廿六日 (同卷六奧 書)

永正 二、 〃、 廿七 永正二年乙丑 五月廿七日 (同卷七奧 書)

永正 二、 〃、 廿八 永正二年乙丑 五月廿八日 (同卷八奧 書)

永正 二、 〃、 廿九 永正二年乙丑 五月廿九日 (同卷九奧 書)

永正 二、 〃、 六、 一 永正二年乙丑 六月一日 (同卷十奧書)

永正 二、 〃、 七 永正二年乙丑 六月七日 (同卷十一奧 書)

永正 二、 〃、 〃 永正二年乙丑 六月〇日 (同卷十二奧 書)

永正 二、 〃、 十一 永正二年乙丑 六月十一日 (同卷十三 奧書)

永正 二、 〃、 十三 永正二年乙丑 六月十三日 (同卷十四 奧書)

永正 二、 〃、 十四 永正二年乙丑 六月十四日 (同卷十五 奧書)

永正 二、 〃、 十五 永正二年乙丑 六月十五日 (同卷十六 奧書)

永正 二、 六、 十七 永正二年乙丑 六月十七日 (同卷十七 奧書)

永正 二、 〃、 十九 永正二年乙丑 六月十九日 (同卷十九 奧書)

永正 二、 〃、 廿 永正二年乙丑 六月廿日 (同卷二十奧 書)

永正 二、 四、 十、 上旬 永正四年丁卯初冬上旬之比得之。本 來是慈父兼守法師之持者也。次第之 相伝末代重宝也。輒外見不可許者 也。秘藏。

重祐 (銘肝腑集鈔奧書)

太平記御本内々申出之、進上室町殿 了。(実隆公記)

太平記御本被申出候、若未被返上候 八、此者可渡給之由、可得御意候 也。

八日 (同野季綱)

左京權大夫殿 (同裏書)

眞生法師來、目葉患之。太平記不審 之事少々答之。(実隆公記)

〇

〇

永正十四、八、一 宗觀〔三言〕借送太平記一部四十冊廿二、廿三、、閑

日可一見云々。(宣胤卿記)

〃 〃、十一、廿七

太平記四十冊、今日一見畢。此内第

四卷、宣一卿奉預後醍醐院四宮八才

事、当流面目也。〔宋書元弘三年壬申〕其段詞事所書拔別

紙也。又宝篋院義一御上洛之時、御

借住同卿宿所、彼卿御記分明也。太

平記無此事、可謂無念。彼御記庶仁

乱紛失、彼私宅者至余居住、庶仁乱

燒失了。八代之旧宅也。令切妖者給

御太刀之切目有、又々今所持之屏風

和歌并御遊等絵、其年号不審之處、

太平記第四十卷、貞治六年三月廿九

日、中殿御会人数等分明也。此屏風

其時節物敷、古物也。〔土佐〕先年於山門感得之

光信朝臣先祖光行書之由、光信朝臣

先年称之。詩歌者為秀卿手跡敷之由、

為広卿演説之。為秀卿八貞治之御人

数也。此中殿御会、此度以後無之。

抑中殿御会、年々其例不快之由、各

雖申之、猶被行云々。〔廿九日、当日申也〕天竜寺燒失、

同四月廿八日、鎌倉左馬頭基氏將軍御弟

逝去、同十二月七日、征夷大將軍義

詮卿廿八才薨給、又同年八月十八日、被行

最勝講之處、於禁庭南都北嶺衆徒喧

嘩出来、及合戦、両方衆徒多以被打

了。是以來此講演無之。件度狼藉之

衆徒及堂上之處、高祖父宣一、以高

灯台追下、名譽之由、世語伝之。〔同〕

資定太平記五冊返之、又五冊遣之。

資定状到来、勘付返了。

近日御床敷存候。仍〔返給了。〕太平記八帖、

長々恩借、畏存候。唯今返上候。

〔同〕

十五、正、廿八 秀房朝臣、年中行事本持來。〔中

略〕太平記第十三卷借遣之。〔万里小路〕藤房卿

事有之故也。抑彼宣房卿ト申ハ、吉

田大式資経卿孫、藤三位資通之子

也。此人閑官ノ〔首五カ〕部ノ大乗經ヲ一

字三礼ニ書、供養_レ為_レ祈子孫繁昌、

被奉納春日社。其夜夢ノ中ニ黄ナル

衣着タル神人、神ノ枝ニ立文タル文

ヲ付テ、差置宣房ノ前ニタル。何文

ヤラント恠テ、取之見給ヘハ、上書

五月 六日

服解父 不復任

貞和四年二月十一日

任權中納言 四十七才

五年三月 日 辭退

康安二年四月廿一日

任權大納言 五十八才

貞治四年六月 三日

頓滅 六十四才

俊一卿

永享十一年二月六日

薨

前權大 正二

紛陽 漢武帝居所ヲ指歟、
ホウ 方袍円項 出家之事也、

又二千石ハ爵之事と存置候。旧記多分其分、唐ニ用候所も其分歟と存候。但如何。

昨日高間時分、对僧客、不献愚報、恐入候。誠遙久相積候。旁可参拜、荒僧送日候。暑氣又無術候。(中略)抑此山国の昔、か様に被抄出候。真箇感概不少候。凡太平記万之眼目、此而皇御对談ニ極候由、古来申来候

二万里小路一位殿へト書テ、中ニハ連証无上大菩提ト、金字ニソ書タリケル。夢寤テ閑ニ案之、我任朝廷、位至一品条無疑、中ニ見ヘツル金字ノ文ハ、我以此作善、可達後生善処之望者也。二世悉地共成就シタル心地メ、憑敷被思ケル。(宣胤卿記)

永正十五、二、一年中行事〔中略〕返遣秀房朝臣、〔中略〕此次太平記返。(同)

太平記拔書一卷、遣駿河守護。(同)

入道内府奉状、太平記内、光嚴院御事一段書拔奉令見之。又彼太平記内、宣一卿元弘元年ニハ中納言ト

アリ、数年後ニハ宰相トアリ、伝紛失、不審之間、公卿補任如何之由尋之。返事在左。元弘元年比ハ未給卿位歟。如此物語、予書極官者、大納言ト可有歟。(同)

宣一卿 本名宣藤、元応二十二廿一 改一明。

曆応二年四月十八日

任参木 元藏人頭左大弁、

同 四年四月 一日 叙従三位、

歟。今更動感情候。加電覽返進候。
返々恐悅候。兼又公卿伝引勘注申
候。請事更雜述昏上候。猶々、昨日
即不申、恐入候。万端期面拜候。恐
々謹言。

六月十一日

〔三条西実盛〕
堯空

中御門殿

(同)

永正十五、七、廿八

太平記三十九冊、返邊宗親入道了。

(同)

卯月廿六御札、具令拜見候。先以畏
入候。〔中略〕兼又太平記内名字候
所、被遊抄候て被下候、過分之至候。
当家異于他致忠節候、其支証于今所
持仕候。太平記ニハ普通之様載候。

惣別以筆者私、さ程無忠節家も拔
郡之様書載候由申候。〔足利直義〕
鋪小路殿御座

之時、被読候て被聞食、殊外相違事
共候間、可致改之由被仰候けると、
〔今川〕〔難太平記〕
了俊貞世委置物共候。今申候ても、

無益事候へ共、以次申入候。尚以洛
中無為無事珍重候。委田中可被申

候。恐惶謹言。

永正十五九廿一田中上

八月六日

〔今川〕
氏親

永正頃

中御門殿

田中殿 (同)

〔陽明文庫蔵今川家本卷三十三・三
十五〕三十七、コノ頃書写カ
〔太平記聞書、コノ頃書写カ〕

天文十二、十、五

〃、十一、上旬

太平記少々見之了。(多聞院日記)

易云、所謂天道虧盈。作此書者、取
其義以為四十卷之大綱也。今正其字
誤者、泰山一毫。雖然如此成之日用
之間、一動一靜亦不顧。何足見世盛
衰乎。尊卑方可勤旃。

天文十有二竜集癸卯冬十一月上旬

江州住促乾三作之

(太平記賢愚抄奥書)

天文十三甲辰小春吉辰(陽明文庫蔵

今川本卷二十四奥書)

天文十三年甲辰十月吉辰(同卷三十

四奥書)

〃 十四、二、十六

從禁裏中御門被申候太平記四十一帖
被出了。則持罷向渡了。(言繼卿記)

天文十四、四、四 中御門被來。水打紙被持來。於此方

被打了。則予かり結沙汰之。太平記

被仕立。中御門姉遠州守護代あきい

な妻之用也。今日十二冊結了。一盞

勸了。(言継卿記)

中御門へ艱向、太平記之料紙二束し

めし了。(同)

中御門來談、太平記料紙仮結十五冊

調遣了。晩天可來之由有之、罷向一

盞了。(同)

中御門太平記二冊校合候了。中御門

姉所望にて被仕立候。(同)

中御門・高辻等來談太平記又二冊校

合了。(同)

中御門被來、又太平記一冊校合了。

干飯勸了。(同)

中御門太平記料紙殘假結、今日皆

調、九冊之分遣了。(同)

○ (ハコノ頃、運歩色葉集成ル、太平記

ノ引用多シ——川瀬一馬氏著『古辭

書の研究』指摘)

〔菟安寺大休宗休寂。西源院本第一

冊ハソノ筆跡ト伝へ、他ノ諸冊モホ

天文廿三

マコノ頃ノ書写ト思ハル——鷲尾順

敬氏解説ニヨル)

〔尊經閣文庫藏玄玖本ノ識語ニ「甲

寅」トアルハ或イハコノ年カ——鈴木

登美惠氏前掲論攷)

天文廿四迄二百廿七(竹柏園旧藏天

文本卷六「金剛山ヲ賈支」書入——

『鏡草』所載)

〔いろは字尽清書成ル、太平記ノ引

用アリ——川瀬一馬氏著『古辭書の

研究』ニヨル)

○ 同日ニ太平記隆元様常之御茶湯之間

にて一芸を召シテ説侍ル(毛利家文

書、毛利元就父子雄高山行向滯留日

記)〔瀬川秀雄氏著『毛利元就』ニ

モ引ク)

永祿六年癸亥 潤十二月 日 元

春(吉川本卷一奥書)〔瀬川秀雄氏

著『吉川元春』ニヨル、以下同シ、

又、同本ニハ毛利元就筆総目次ガ添

付サレテアリ——同氏著『毛利元

〃 七、正、

〃 六、閏十二、

〃 四、閏三、二

〃 二、十二、十

〃 廿四

〃 十八、八、廿四

〃 十七、九、

〃 〃、〃、九

〃 〃、〃、八

〃 〃、〃、七

卷二ノ五奥書、『日本古典鑑賞講座』
本ニモ図版掲載)

永禄 七、二、

永禄七年甲子 二月 日 元春 (同)

永禄 八、四、

永禄八年乙丑 卯月 日 元春 (同)

卷六・七・十奥書)

〃 〃、三、

永禄七年甲子 三月 日 元春 (同)

〃 〃、五、

永禄八年乙丑 五月 日 元春 (同)

卷八・九・十一奥書)

〃 〃、六、

永禄七年甲子 六月 日 元春 (同)

〃 〃、六、

永禄八年乙丑 六月 日 元春 (同)

十二ノ十四奥書)

〃 〃、七、

永禄七年甲子 七月 日 元春 (同)

〃 〃、七、

永禄八年乙丑 七月 日 元春 (同)

卷十五・十六奥書)

〃 〃、八、

永禄七年甲子 八月 日 元春 (同)

〃 〃、八、

永禄八年乙丑 八月 日 元春 (同)

卷十七ノ十九奥書)

〃 〃、九、

永禄七年甲子 九月 日 元春 (同)

〃 〃、十、十、十

本云、右一部息女依所写望書了。同
及仮名処也。誤所後日可直付者也。
于時永禄十年十月十日、宗哲御判ア
リ。(尊経閣文庫蔵相承院本卷四十
奥書)〔天正五年四月十日ノ条ニ続
ク〕

卷二十・廿一・廿五奥書)

〃 〃、十、

永禄七年甲子 十月 日 元春 (同)

卷廿二・廿三奥書)

〃 〃、十一、

永禄七年甲子 十一月 日 元春

(同卷廿四・廿六奥書)

〃 〃、〃、

永禄七年甲子 霜月 日 元春 (同)

卷廿八奥書)

〃 〃、十二、

永禄七年甲子 十二月 日 元春

(同卷廿七奥書)

〃 〃、〃、

永禄七年甲子 拾二月 日 元春

(同卷廿九奥書)

天正 二、三、十八

〔南邵家本書写カ〕

○

香觀房語、人ノハカ也ト云文字ハ
馬鹿コレ也。シ、ヲ馬ト大臣ノ用ア
ルイ、シニ、国王シ、ニコソト仰
セ、万人イヤ馬也ト同心テ申ス。サ
テハ臣威ニ随ト見テ国王ヲホロホ
ス。是ヲハカ也トハ云習也。太平記

ニ在之事也。王臣可尋記之。(多聞院日記)

天正 二、八、廿七

天正二年^{甲戌}八月廿七日極樂寺日影弟子書功了。同仮名朱点等校合了。

天正 四、十二、一

于時天正四年^{丙子}十二月一日令草案了。重而可有清書也。相承院中納言

(尊經閣文庫藏相承院本卷二奥書)

〔太〕泰平記三卷見申候。(上并寬兼日記)

〃 〃 〃 〃 四

元与授与了。長山房(同卷三十七奥書)

〃 三、四、十三

天正三歲^{乙亥}九月日早々 肥之後州木山腰之尾道場之住 妙智房豪精

〃 〃 〃 〃 五、二、廿八

于時天正丁丑二月廿八日書功了。同校了。(尊經閣文庫藏相承院本卷三十八奥書)

〔梵字印〕(竜門文庫藏豪精本卷十奥書)

〔太〕竹内左兵ニ大平記一・三卷令借用了。(言經卿記)

〃 四、六、十三

竹内左兵へ太平記一卷返之、二卷借用了。(同)

〃 〃 〃 〃 四、十

〔永祿十年十月十日ノ条ヨリ続ク〕于時天正五年丁丑四月十日、世田谷御本借用申草案了。或筆□或以自筆

〃 〃 〃 〃 七、十二

竹内へ太平記六・七卷返之。(同)

〃 〃 〃 〃 〃、十二、廿三

天正五年丁丑師走廿三日(竜門文庫藏豪精本卷十一奥書)

〃 〃 〃 〃 〃、十三

竹内ニ太平記八・九卷令借用了。後刻返之。(同)

〃 〃 〃 〃 〃、正、十九

于時天正六年^{戊寅}正月十九夜、筆依急用者也。

〃 〃 〃 〃 九、五

于時天正四年^{丙子}九月五日書功了。鶴岡相承院為後世草案了。(尊經閣文庫藏相承院本卷三十四奥書)

〃 〃 〃 〃 〃、廿四

肥後木山道場居住之御、妙智房豪精令所持畢。

〃 〃 〃 〃 〃、廿四

天正四年^{丙子}九月廿四日草案了。鶴岡相承院長山〔花押〕(同卷三十五奥書)

〃 〃 〃 〃 〃、十、二

あらさらむのちまて人のあはれともみるへき筆の跡ならばこそ

〃 〃 〃 〃 〃、十、二

于時天正四年^{丙子}十月二日草案了。

〃 〃 〃 〃 〃、十、二

(同卷十三奥書)

〃 〃 〃 〃 〃、十、二

于時天正四年^{丙子}十月二日草案了。

〃 〃 〃 〃 〃、十、二

(同卷十三奥書)

天正六、二、三 于時天正六年 戊寅二月三日早々 所

持妙智房豪精〔梵字印〕

肥後州益城郡木山腰尾道場居住之

刻也。 (同卷十四奥書)

〃 〃、〃、〃、 此書者即往代旧記興亡先蹤也。尤為

季世訓摸。仍今出雲国三沢庄龜嵩之

麓於草亭、自園造千家義広借四十二

卷、一句之間写之、以伝子孫、永貽

千載。庶幾後覽之偷諒察焉。

雲州三沢之住野尻藏人佐

源 慶景

時天正六戊寅仲春日書之。

(内閣文庫藏野尻本各卷 除卷八 及卅七 奥書)

〃 〃、〃、〃、 天正六年 戊寅十月日 所持豪精〔梵

字〕(龍門文庫藏豪精本卷十六奥書)

〔卷十七ノ奥ニモ「豪精」ノ署名ト

梵字印アリ〕

〃 〃、〃、〃、〃、 天正六年 戊寅十二月十日 肥後木山

道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字

印〕(同卷二十一奥書)

〃 〃、〃、〃、〃、 天正六年 戊寅十二月廿一日 木山道

場居住之刻 妙智房豪精〔梵字印〕

(同卷二十二奥書)

天正六、十二、廿四 天正六年 戊寅十二月廿四日 肥後木

山道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字

印〕(同卷二十三奥書)

〃 七、正、四 天正七年 己卯正月四日早々 肥後木

山道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字

印〕(同卷二十四奥書)

〃 〃、〃、〃、 天正七年 己卯正月十七日早々 (以

下同前) (同卷二十五奥書)

〃 〃、〃、〃、 天正七年 己卯正月廿三日急々 (同

卷二十六奥書)

〃 〃、〃、〃、 太平記全部之目錄、為令達心中之

望、一筆ニ急候令書写者也。後昆之

瞬無念々々。

〃 〃、〃、〃、 于時天正七年 己卯卯月上旬 肥後木

山腰之尾道場居住之刻 妙智房豪精

〔梵字印〕(同目錄奥書)

太平記四十有余之内、依便宜ノ数寄

東西馳走之透一筆ニ令書写訖。

寔貽後覽之嘲者也。肥後木山腰之

尾道場居住之刻 妙智房豪精〔梵

字印〕

于時天正七年 己卯卯月吉曜 (同卷四十一奥書)

天正七年 己卯師走七日ノ夜成就畢。

肥後国木山腰之尾道場居住之刻 所持妙智房豪精〔梵字印〕〔龜門文庫藏豪精本卷十二奥書〕

天正 八、 正、 十

天正八年 庚辰 正月十日ノ夜成就畢。一筆之内此卷依為他筆、後ニ書加者也。

肥後木山腰之尾道場居住之砌 妙智房豪精持之〔同卷十五奥書〕

〃 十一、 正、 廿三

此夜月夜候。読経など終候てより、聴衆など候儘、太平記二三巻読候。(上井覚兼日記)

〃 〃、 五、 十一

太平記十巻読終。(兼見卿記) 喜介遣京。近衛殿へ太平記十巻返上、次之巻又十冊申請了。以書状申入了。(同)

〃 〃、 〃、 十五

太平記十一巻読之。(同) 織田左近將監なかもと、天正十一年 癸未 五月中旬書之。(尊経閣文庫藏織田左近將監本卷一奥書)

〃 〃、 〃、 〃

天正十一年 癸未 五月中旬書之。織田左近將監長意(同卷二奥書)〔卷三以下ノ奥書モホ、同様——高橋貞一氏ニヨル〕

天正十一、 五、 中旬 天正十一年 癸未 五月中旬満書之者也。(同卷四十奥書)

〃 〃、 八、 二 一、楠甚四郎へ頼向。白粥有之。次

太平記一卷半分程読之。〔中略〕 一、太平記一卷、竹内ニ令借用。(言経卿記)

〃 〃、 〃、 四 太平記一卷奥分、甚四郎可聞之由有之間、読之。(同)

〃 〃、 〃、 七 竹内刑部卿へ太平記一之巻返了。(同)

〃 十二、 五、 廿八 御崎寺講読ニ御越也。〔中略〕物語之次太平記望候間、一卷読候て聞せ申候也。(上井覚兼日記)

〃 〃、 七、 廿三 雨中にて候間、然と頼居候。休世齋

など終日御物語申候、野村大炊兵衛尉召寄、唄いはせ申候て承候。太平記なと一二巻、休世齋へ読候て聞せ申候。(同)

〃 十二、 十、 十 於拙宿志志殿寄合候。〔中略〕種々

戲言など酒宴也。座過候て暮なとにて慰也。伊作州太平記求候とて被取寄候。見申候て菟角候処ニ、麟台・忠棟為談合御出也。従夫太平記一卷拙者読候而、各へ聞せ申候。(同)

天正十四、四、廿四

〔長享三年四月廿二日ノ条ヨリ続ク〕
天正十四年卯月廿四日写之。(尊經閣文庫藏梵舜本卷二十三奥書)〔文

禄三年四月廿六日ノ条ニ続ク〕

天正十四年卯月晦日写之。五月冊之内、老清書之。(同卷三十奥書)

〔文禄三年五月一日ノ条ニ続ク〕

此日、雨中にて候間、碁・将碁にて終日慰候也。太平記一二巻読候て、

各へ聞せ申候。(上并覚兼日記)

〔長享三年七月卅日ノ条ヨリ続ク〕

天正十四年丙戌年六月二日書之。梵舜(尊經閣文庫藏梵舜本卷三十五奥書)〔文禄三年五月八日ノ条ニ続ク〕

〔長享三年八月七日ノ条ヨリ続ク〕

天正十四年六月四日書写。梵舜(同卷三十六奥書)〔文禄三年五月九日ノ条ニ続ク〕

〔長享三年二月廿四日ノ条ヨリ続ク〕

覚乗房老眼ニテ書繼申候。天正十四年丙戌年六月五日ニ太田民部丞老清写之畢。(同卷十六奥書)〔天正二十年四月廿八日ノ条ニ続ク〕

十四、六、五

十六、四、四

十六、四、四

十六、四、四

十六、四、四

天正十四、六、十

〔長享三年七月一日ノ条ヨリ続ク〕
天正十四年丙戌年六月十日、此本之内七冊書之訖。(同卷四十奥書)〔文

禄三年五月十一日ノ条ニ続ク〕

太平記自一并字抄一帖・年譜品二地至五一帖、金勝院ヨリ借給了。(多聞院日記)

太平記一ヨリ十マテ一返見了。(同)

〔前日春日社ニ参リ〕太平記十五迄見テ返了。(同)

太平記一ヨリ借用、廿二ハ本来無之見タリ。(同)

太平記卅マテ見了。(同)

太平記一返荒増見了。(同)

〔長享三年正月廿六日ノ条ヨリ続ク〕天正十五年五月十七日、重而以余本加朱点了。(尊經閣文庫藏梵舜本卷十三奥書)

天正十五年六月四日、以他本朱点付了。(同卷二十五奥書)

十後へ見廻了。太平記一部見事被仕立了。浦山敷。(多聞院日記)

〔コノ年以後、尊經閣文庫蔵前田家本書写〕

天正十九、十、十八

申刻民部法印使者而云、自殿下仰也、〔秀吉〕

太平記一冊廿九紙數五十枚、三日之中令書写之可進上之旨仰也。使者小

性也。令对面云、予此間煩眼中此体也。仰他筆、御本書写可參之由申

訖。〔兼見卿記〕

〃 〃、十一、十七

自民部法印、太平記廿九卷一冊令書写可進上之由持來、徳大寺段ヨリ持

給了。去月一冊令書写折節、相煩眼中之間、仰幽齋筆者長次書之、二日

之中出来、即民部へ持遣也。今度又同前之同卷也。〔同〕

〃 二十、二、廿五

〔以感之〕或以本重而加朱点校合了。天正廿年二月廿五日〔尊経閣文庫藏梵舜本卷十四奥書〕

〃 〃、三、十二

天正廿年三月十二日、以或本朱点校合畢。〔同卷三十七奥書〕〔文祿三年五月九日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、〃

重而朱点又脇小書以或本是付畢。天正〔書カ〕壬辰三月吉日 梵舜〔花押〕〔同卷二奥書〕〔文祿三年三月十八日ノ条ニ続ク〕

天正二十、四、一 〔太平記ノ所見アリ〕〔言経卿記〕

〃 〃、〃、九 〔市古貞次氏ニヨル〕

〃 〃、〃、〃 〔長享三年七月十八日ノ条ヨリ続ク〕

〃 〃、〃、〃 〔重而以類本朱点校合了。天正廿年四月九日 梵舜〔花押〕〕〔尊経閣文庫藏梵舜本卷三十一奥書〕

〃 〃、〃、十 〔長享三年七月八日ノ条ヨリ続ク〕

〃 〃、〃、〃 〔以或本脇小書并朱点等付畢。天正廿年卯月十日 梵舜〔同卷三十一奥書〕〕

〃 〃、〃、廿一 〔以或本重而朱点脇小書付事。天正廿年卯月廿一日 梵舜〔花押〕〕〔同卷七奥書〕〔文祿三年四月二日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、廿二 〔以重而証本朱点脇小書付事。天正廿年卯月廿二日 梵舜〔花押〕〕〔同卷八奥書〕〔同前〕

〃 〃、〃、廿六 〔重而類本ニテ朱点脇小書等付畢。天正廿年卯月廿六日 梵舜〔花押〕〕〔同卷十二奥書〕〔文祿三年三月廿八日ノ条ニ続ク〕

〃 〃、〃、廿八 〔天正十四年六月五日ノ条ヨリ続ク〕

〃 〃、〃、〃 〔重而以類本朱点脇小書等付畢。天正廿年卯月廿八日 梵舜〔花押〕〕〔同卷十六奥書〕

〃 〃、〃、〃

〃 〃、〃、〃

〃 〃、〃、〃

天正二十、五、三

重而以類本朱点脇小書付并。^{〔畢力〕}又奥此目錄ヨリ書入。棟堅奉入將軍事无

之、写本ニ無之故書。天正廿年五月三日 梵舜〔花押〕〔同卷十五奥書〕

于時天正廿曆終暮第九天書之畢。^{〔彰考館文庫藏天正本卷一奥書〕}

〃 〃、十二、九

文祿 三、三、十八

〔天正二十年三月ノ条ヨリ続ク〕朱点又重而以梅谷和尚本写之、并校合了。文祿三年^{甲午}三月十八日〔尊經閣文庫藏梵舜本卷二奥書〕

〃 〃、〃、廿一

朱点梅谷和尚以本写之。文祿三^{甲午}年三月廿一日 梵舜〔花押〕〔同卷四奥書〕

〃 〃、〃、廿二

〔長享二年十一月ノ条ヨリ続ク〕右朱点重而写之。文祿三^{甲午}年三月廿二日〔同卷九奥書〕

〃 〃、〃、廿四

右朱点以梅谷和尚本写之。文祿三^{甲午}年三月廿四日 梵舜〔花押〕〔同卷十奥書〕

〃 〃、〃、廿八

〔長享二年九月ノ条ヨリ続ク〕朱点重而以梅谷和尚本写之。文祿三^{甲午}年三月廿八日 梵舜〔同卷三奥書〕

〃 〃、〃、〃

以或本加朱点校合了。重而以梅谷和

文祿 三、三、廿八

尚本校合了。文祿三^{甲午}年三月廿八日梵舜〔同卷十一奥書〕

〔天正二十年四月廿六日ノ条ヨリ続ク〕以梅谷元保和尚本校合、朱点写畢。文祿三^{甲午}年三月廿八日〔同卷十二奥書〕

〃 三、四、二

〔天正二十年四月廿一日ノ条ヨリ続ク〕以梅谷和尚本校合了。文祿三^{甲午}年卯月二日〔同卷七奥書〕

〔同前〕朱点校合等梅谷和尚以本写之。于時文祿三^{甲午}年卯月二日〔同卷八奥書〕

〃 〃、〃、廿一

〔長享三年二月十九日ノ条ヨリ続ク〕朱点校合等、梅谷和尚本写畢。文祿三^{甲午}年卯月廿一日 梵舜〔同卷十七奥書〕

〃 〃、四、廿三

〔長享三年二月廿八日ノ条ヨリ続ク〕以梅谷和尚本重而朱点遂校合者也。文祿三^{甲午}年卯月廿三日 梵舜〔同卷十八奥書〕

〃 〃、〃、廿五

以梅谷和尚本朱点校合畢。文祿三^{甲午}年卯月廿五日 梵舜〔同卷二十奥書〕

〃 〃、〃、〃

〔長享三年四月十二日ノ条ヨリ続ク〕

文祿 三、四、廿六

右朱点以梅谷和尚本写畢。文祿三
甲午 卯月廿五日 梵舜(尊經閣文庫
藏梵舜本卷二十一奥書)

〔延徳元年十月八日ノ条ヨリ続ク〕
右朱点以梅谷和尚本写畢。文祿三
甲午 年卯月廿六日 梵舜(同卷二十
二奥書)

〔天正十四年四月廿四日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点以梅谷和尚本写了。文祿
三 甲午 年卯月廿六日 梵舜(同卷二
十三奥書)

〔延徳元年十月九日ノ条ヨリ続ク〕
右朱点以梅谷和尚本写了。文祿三
甲午 年卯月廿七日 梵舜(同卷二十
四奥書)

〔延徳元年十一月十七日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点以梅谷和尚写了。文祿三
甲午 年卯月廿七日 梵舜(同卷二十
六奥書)

〔延徳元年十二月十二日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点以梅谷和尚本写畢。文祿
三 甲午 年卯月廿八日 梵舜(同卷二
十七奥書)

〔長享三年六月九日ノ条ヨリ続ク〕

文祿 三、五、一

右朱点校合等、以梅谷和尚本写了。
文祿三 甲午 年卯月卅日 梵舜(同卷
二十九奥書)

〔天正十四年四月廿九日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点校合等、以梅谷和尚本写
了。文祿三 甲午 年五月朔日 梵舜(同
卷三十奥書)

〔長享三年七月十二日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点校合等、以梅谷和尚本写
了。文祿三 甲午 年五月二日 梵舜(同
卷三十三奥書)

〔本誌〕
右朱点校合等、以梅谷和尚写了。文
祿三年 甲午 五月六日 梵舜(同卷三
十四奥書)

〔天正十四年六月二日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点校合等、以梅谷和尚本写
了。文祿三 甲午 年五月八日(同卷三
十五奥書)

〔天正十四年六月四日ノ条ヨリ続ク〕
右朱点以梅谷和尚本写了。文祿三
甲午 年五月九日(同卷三十六奥書)

〔天正二十年三月十二日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点重而以梅谷和尚本校合
了。文祿三 甲午 年五月九日 梵舜(同

卷三十七奥書)

文祿 三、五、十

〔長享三年八月十一日ノ条ヨリ続ク〕右朱点校合等、以梅谷和尚本写了。文祿三^{甲午}年五月十日 梵舜

(同卷三十八奥書)

〃 〃 〃 〃 〃 十一

〔天正十四年六月十日ノ条ヨリ続ク〕右朱点、前南禅梅谷元保和尚以自筆本写了。先年天正十四歲比、四十冊全部遂書功者也。文祿三^{甲午}年五月十一日 梵舜〔花押〕 四十二才

〇 (同卷四十奥書)

文祿 四、正、六

〔是以後慶長三、四、十八以前〕太平記四十本、安芸中納言大江輝元、所授所興聖寺権僧正昭玄也。(彰考館蔵毛利家本卷四十奥書)〔年代比定ハ姑ク輝元権中納言在任中ニ求ム〕

〇

〃 五、四、

此物語全部〔切取中損〕於花落求之。東山大仏在旅之刻、以類本一校早。文祿五年^{乙未}孟夏日

正木前左近大夫平長時

法号雄峯玄英

(天理図書館蔵室町中期書写本卷

一奥書)〔卷二以下モホ、同様

『天理図書館稀書目録和漢書之部 第三』及び鈴木登美恵氏ニヨル

慶長 四、四、四 勲行如前。〔中略〕水屋神楽在之。

六上候。給人同道ニテ候。太平記特 誠候間出候。(多聞院日記)

(追記) 本文脱稿後に気づいたものを左に掲げる。いづれも『吉川家文書別集』(『大日本古文書』)所収「西禅永興兩寺文書」中の吉川元長自筆書狀で、年代は、(一)は『大日本古文書』における排列から推すと天正六年頃らしく、(二)は、筆者には全く不明ながら、元長は天正十五年六月に歿してゐるから、同年以前のものなることは明白である。(一)又は(二)のいづれかと関連するものであらうか。

向旭軒 尊報 元長

〔中略〕

尊報

十二月十一日

元長〔花押〕

〔前記文書肆〕

(二) 誠々以前者、遂閑談珍重候。

〔中略〕

一、太平記両冊仮名、談合可付候。恐惶敬白。

〔天正十四年〕

八月廿七〔マ〕

元長〔花押〕

〔礼紙切封ウハ書〕

治部少輔

拜呈 周伯尊老

尊報

元長

(前記文書捌)

(三) 以前之太平記少見度候間、被差越候。よみて被来候間

申事候。恐惶かしこ。

五 六

元長〔花押〕

〔捺封ウハ書〕

治

〔愚雅〕

周伯老

元長

御申

(前記文書玖)